

## 鎌倉市総合評価競争入札試行取扱基準

### (目的)

第1条 この基準は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。)第 167 条の 10 の 2 の規定により、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる一般競争入札(以下「総合評価競争入札」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (総合評価競争入札の種類)

第2条 総合評価競争入札の種類は次のとおりとする。

- (1) 特別簡易型 次条第 1 号に該当するもの
- (2) 簡易型 次条第 2 号に該当するもの

### (対象工事)

第3条 総合評価競争入札をできる工事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)の技術的能力及び社会性・信頼性(以下「施工能力等」という。)と当該入札参加者が提示する金額(以下「入札価格」という。)を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (2) 入札参加者が提示する簡易な施工計画及び施工能力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事

### (一般競争入札取扱基準の適用)

第4条 総合評価競争入札に関し、この基準に定めのない事項については、鎌倉市一般競争入札執行取扱基準(平成 8 年 4 月 1 日施行)の例による。

#### (低入札価格の調査)

第5条 本市が行う総合評価競争入札については、令第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定に該当するかどうかについての調査(以下「低入札価格調査」という。)を行うための基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を設けるものとする。この場合において、調査基準価格の算定方法等、低入札価格調査に関する事項は、鎌倉市低入札価格調査制度運用取扱基準(平成 6 年 11 月 4 日施行)の規定を準用する。

2 入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳である経費項目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除した割合が、次の表に掲げる経費項目欄の区分に応じ、それぞれ当該設計金額に対する割合欄に掲げる割合を下回る入札は、失格とする。

経費項目	設計額に対する割合
直接工事費	85 %
共通仮設費	70 %
現場管理費	50 %
一般管理費	20 %

### (資料の提出)

第6条 入札参加者は、定められた期限までに、別に指定する技術的要素に関する資料(以下「技術資料」という。)を提出しなければならない。

- 2 契約検査課長は、提出された技術資料について、必要に応じて、当該技術資料を提出した入札参加者からのヒアリングを実施することができる。

(総合評価の方法)

第7条 総合評価競争入札における評価の方法は、標準点（100点）と技術資料に基づき算出された評価点（以下「加算点」という。）の合計（以下「技術評価点」という。）を当該入札参加者の入札価格（消費税額及び地方消費税額に相当する金額を除く。以下この項において同じ。）で除した後、100万を乗じて得られた数値（小数点以下第4位未満の端数を切り捨てる。以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

$$\text{技術評価点} = \text{標準点} (100 \text{ 点}) + \text{加算点}$$

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \times 1,000,000$$

- 2 前項の規定にかかわらず、失格の入札に関しては、加算点及び評価値の算出は行わないものとする。
- 3 加算点は、第10条に定める鎌倉市総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に基づき、第13条第1項の規定により決定された当該工事の総合評価競争入札にかかる落札者決定基準により配点するものとする。

(落札候補者の決定)

第8条 契約検査課長は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす入札参加者のうち、前条の規定による評価値の最も高いものを落札候補者とするものとする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。  
入札価格が調査基準価格を下回る場合は、鎌倉市低入札価格調査制度運用取扱基準の規定にある調査・審査を行い、その入札価格について適と判断されること。
- (2) 技術資料が落札者決定基準等に示す要求要件をすべて満たし、かつ、欠格要件に該当しないこと。
- (3) その他当該総合評価競争入札に係る公告等において定めた入札参加資格要件等をすべて満たしていること。
- 2 前項の規定に該当する評価値の最も高いものが2者以上あるときは、当該入札参加者にくじを引かせて落札候補者を決めるものとする。この場合においては、令第167条の9後段の規定を準用する。

(審査の依頼)

第9条 契約検査課長は、総合評価競争入札を行おうとするときは、工事担当の課長と協議の上、次の事項について審査委員会に審査を依頼しなければならない。

- (1) 総合評価競争入札を行おうとする工事（以下「対象工事」という。）が第3条に規定する工事に該当すること（以下「対象工事の認定」という。）
- (2) 対象工事に係る総合評価競争入札における落札者決定基準等の適否
- 2 契約検査課長は、総合評価競争入札により落札候補者を落札者として決定しようとするときは、その適否について審査委員会に審査を依頼しなければならない。

(審査委員会)

第10条 総合評価競争入札を実施するに当たって、対象工事の認定、落札者決定基準等及び落札者の決定の適否に係る事項（以下「審査対象事項」という。）を審査するため、審査委員会を置く。

- 2 この基準に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営に関する必要な事項は別に定める。

(学識経験を有する者からの意見聴取)

第11条 審査委員会は、第9条第1項の規定による審査の依頼があったときは、令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の規定に基づき、落札者決定基準等の適否について、あらかじめ2人以上の学識経験者を有する者(以下「学識経験者」という。)から意見を聞く(以下「意見聴取」という。)ものとする。

- 2 審査委員会は、第9条第2項の規定による審査の依頼があったときは、令第167条の10の2第5項及び地方自治法施行規則第12条の4の規定に基づき、前項の規定による意見聴取において改めて意見を聞く必要があるとの意見が述べられた場合に限り、落札者決定の適否について、あらかじめ2人以上の学識経験者から意見聴取を行うものとする。
- 3 前2項の規定による意見聴取は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。
  - (1) 学識経験者を審査委員会の会議に出席させて行う方法
  - (2) 学識経験者との面談により行う方法
  - (3) 学識経験者から書面(電子データを含む。)を收受する方法

(審査結果の通知)

第12条 審査委員会は、審査が終了したときは、その都度、その結果を契約検査課長に通知するものとする。

(審査対象事項の決定等)

第13条 契約検査課長は、審査委員会から前条に規定する通知を受けた場合において、当該通知の内容が審査対象事項について適正であると審査委員会が判定したときは、対象工事を認定又は落札者決定基準若しくは落札者について決定するものとする。

- 2 前項前段の場合において、当該通知の内容が審査対象事項に適正でないと審査委員会が判定したものであるときは、契約検査課長は、工事担当の課長と協議の上、対象工事の選定又は落札者決定基準等の作成若しくは落札候補者に係る評価値の算出を再度行うものとする。

(入札参加者への周知)

第14条 契約検査課長は、対象工事に係る総合評価競争入札を行うときは、第4条において準用する鎌倉市一般競争入札執行取扱基準の規定によるもののほか、入札公告に次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 総合評価競争入札の方法によるものであること。
- (2) 技術資料の内容、提出期限及び提出方法等
- (3) 落札者決定基準等
- (4) 低入札価格調査基準に関する事項
- (5) 落札者の決定は、評価値の算出後に落札者を決定した上その内容を各入札参加者に対して通知すること。
- (6) 落札者が提示した技術的要素の内容が履行できなかった場合の措置等
- (7) 総合評価の結果について公表すること。
- (8) 苦情申立てに関すること。

(技術的要素に係る履行の担保措置)

第15条 契約検査課長は、落札者が提示した技術的要素の内容のすべてを契約書に記載し、その履行を確保するものとする。

- 2 前項の記載事項のほか、工事の検査における次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項について、その旨を契約書に記載するものとする。

- (1) 工事の検査において、契約書に記載してある技術的要素の内容（以下「契約性能等」という。）を満たしていることをすべて確認できない場合、当該工事の契約内容のうち、契約性能等についての履行義務にかかる部分は、工事の完成後においても引き続き存続すること。
  - (2) 工事の検査（前号の場合において行う完成後の契約性能等の確認検査を含む。次号において同じ。）において、契約性能等を満たしていないことが確認された場合で、技術的要素の性格から再度の施工が困難である場合又は合理的でない場合、工事成績表定点の減点措置、指名停止措置、契約金額の減額変更、損害賠償請求等を行うこと。
  - (3) 工事の検査において、契約性能等を満たしていないことが確認された場合で、再度の施工が可能な場合、再度の施工を義務づけるとともに、工事成績評定点の減点措置を行うこと。
- 3 監督員又は検査員は、工事の監督又は検査に当たっては、契約性能等を満たしていることを確認するものとする。ただし、前項各号に規定する場合にあっては、検査員は、監督員と協議の上決定した契約性能等の履行確認検査の期日又は再度の施工の期限を契約検査課長に通知するものとする。

（その他の事項）

第16条 この取扱基準に定めのない事項については、審査委員会の審議及び協議に基づき、別に定める。

付 則

（施行期日）

この基準は、平成 20 年 8 月 21 日から施行する。

付 則

（施行期日）

この基準は、平成 21 年 7 月 7 日から施行する。

付 則

（施行期日）

この基準は、平成 23 年 6 月 21 日から施行する。